

## 別表

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
1	622	警官の請求者に対する職務怠慢行為により平成〇年〇月〇日に発生した事件について、〇〇でもある請求者が平成〇年〇月〇日等に〇〇から事情聴取を受けた際に、都総務局が請求者の個人情報（別紙事情聴取書記載の都総務局職員による請求者への非礼行為によるトラブルに関する個人情報）を〇〇に提供したことに係る全ての情報・資料（トラブルそのものに関する情報・資料も含む）	平成29年12月19日	非開示  総務局 総務部 総務課	平成30年2月13日	〇〇への情報提供資料（平成〇年〇月〇日の件及び同年〇月〇日の件）	当該個人情報に含まれる委託先業者の従業員名は、開示請求者以外の個人に関する情報で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、個人情報保護条例16条2号に該当する。 また、当該個人情報を開示することにより、庁内における警備の手法や体制が明らかになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、個人情報保護条例16条4号に該当する。 さらに、庁内における警備の手法や体制が明らかになると、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされることにより、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、個人情報保護条例16条6号に該当する。
2	623	警官の請求者に対する職務怠慢行為により平成〇年〇月〇日に発生した事件について、〇〇でもある請求者が平成〇年〇月〇日等に〇〇から事情聴取を受けた際にその被害を指摘した別紙事情聴取書記載の都交通局駅員による（請求者への）非礼行為によるトラブル（交通局駅員による〇〇駅での暴力行為など）に関して、都総務局行政監察室が交通局に対してどのような監察行為を行ったかについて記録した全ての情報・資料（交通局への監察によって得られたトラブルそのものに関する情報・資料も含む）	平成29年12月18日	非開示 (不存在)  総務局 コンプライアンス 推進部 コンプライアンス 推進課	平成30年2月13日	平成〇年〇月〇日に発生した事件について、総務局行政監察室が交通局に対してどのような監察行為を行ったかについて記録した全ての情報・資料	総務局行政監察室は、知事部局等の職員に係る服務監察を実施しており、交通局に対する監察行為は行っていないため、請求に係る個人情報を作成又は取得しておらず、存在しない。 総務局行政監察室は、東京都服務監察規程3条1項1号に基づき、「知事の補助機関たる職員」を対象とした服務監察を実施している。「知事の補助機関たる職員」とは、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）172条各号において規定されており、知事が任免する職員を指している。 本件請求に係る交通局職員は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）15条各号において規定されている地方公営企業管理者の補助職員であるため、管理者が任免しており、「知事の補助機関たる職員」とは異なる。このため、総務局行政監察室が実施する服務監察の対象とはならず、請求に係る個人情報は作成又は取得していない。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
3	637	平成〇年〇月〇日の〇〇において、〇〇である開示請求者が〇〇の担当者にきちんと〇〇を説明したにも関わらず、殺人的な忙しさにより少し苛立っていたという些細なことを理由として担当を解任するというパワー・ハラスメント行為を〇〇の管理職側が行ったことに関する全ての個人情報	平成30年2月7日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年4月16日	〇〇が、審査請求人が担当していた〇〇業務について、その担当を解任するというパワー・ハラスメント行為を行ったことに関する全ての個人情報	開示請求書において、審査請求人がいう担当の解任は、課の業務を適切に遂行するために、所属長が日常的に行う業務分担の調整の実施にすぎず、そこに何らパワー・ハラスメントにつながる行為はない。 なお、業務分担の調整を審査請求人に伝えた際の記録等は作成していない。 このことから、本件審査請求にある、パワー・ハラスメント行為を行ったことに関する個人情報は存在しない。
4	638	平成〇年〇月〇日に、開示請求者が当日〇時〇分以降の休暇を取得していたにも関わらず、(開示請求者と)同じ業務担当の〇〇に〇時〇分頃までの仕事の継続を実質的に強制された事案について、この時間外労働の強制が職場内で放置されていたことに関する全ての個人情報	平成30年2月7日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年4月16日	開示請求者への時間外労働の強制が職場内で放置されていたことに関する全ての個人情報	開示請求書にある平成〇年〇月〇日〇時〇分以降の休暇については、申請どおりに承認しており、さらに当該時間帯に業務の特段の指示を行った事実もないため、〇時〇分頃までの業務を強いられた事案が職場内で放置されたことに関する個人情報は存在しない。
5	639	平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇号の保有個人情報非開示決定通知に記載されている「パワー・ハラスメントにつながる行為はない」という非開示理由について、このように結論付けることとなった調査方法に関する全ての情報(どのような調査により「パワー・ハラスメントにつながる行為はない」と結論付けたのかを、開示請求者を含めた第三者が検証できる全ての情報資料)	平成30年3月22日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年5月14日	非開示理由を結論付けた調査方法に関する全ての情報	平成〇年〇月〇日付開示請求についてであるが、審査請求人がいう担当業務の解任は、課の業務を適切に遂行するために、所属長が日常的に行う業務分担の調整の実施にすぎず、何らパワー・ハラスメントにつながる行為はないため、本開示請求については、不存在として非開示決定をしたところである。 このことから、仕事を与えない目的で担当を解任するという、いわゆるパワー・ハラスメントの行為類型上の「過小な要求」を行ったわけではなく、審査請求人のいう、パワー・ハラスメントにつながる行為は存在しないことは、特段の調査を行うまでもなく明らかである。 よって、本件審査請求にある、パワー・ハラスメント行為の有無についての調査方法に関する個人情報は存在しない。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
6	640	平成○年○月○日付け○○○第○○号の保有個人情報非開示決定通知に記載されている「○時○分以降の勤務を強制した事実はない」という非開示理由について、このように結論付けることとなった調査方法に関する全ての情報（どのような調査により「○時○分以降の勤務を強制した事実はない」と結論付けたのかを、開示請求者を含めた第三者が検証できる全ての情報資料）	平成30年3月22日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年5月14日	非開示理由を結論付けた調査方法に関する全ての情報	平成○年○月○日付開示請求についてであるが、開示請求書にある平成○年○月○日○時○分以降の休暇に対しては申請どおりに承認しており、さらに当該時間帯に業務の特段の指示を行った事実はなく、本開示請求は、不存在として非開示決定をしたところである。 また、審査請求人は、○○担当の○○に○時○分頃まで仕事の継続を実質的に強制されたと主張しているが、○○のいかなる言動のことを指しているかの特定すら不可能であり、審査請求人による、○時○分以降の勤務を実質的に強制したとの主張が全くの事実無根であることは、特段の調査を行うまでもなく明らかなことである。 よって、本件審査請求にある、○時○分以降の勤務を強制した事実の有無についての調査方法に関する個人情報は存在しない。
7	651	平成○年○月○日に発生した警察の開示請求者に対する不当な職権濫用事件に係る保有個人情報開示請求において、開示請求者が開示請求書に「平成○年○月○日の事件」としか記載しなかったにもかかわらず、平成○年○月○日付け○○○第○○号の保有個人情報非開示決定通知書に「○○」という開示請求者の名誉を著しく傷つける文言を新たに追加するという人権侵害の対応を行ったことに関する全ての情報	平成30年3月22日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 総務課	平成30年7月5日	職員が開示請求者の名誉を著しく傷つける文言を新たに追加するという人権侵害の対応を行ったことに関する全ての情報	平成○年○月○日付○○○第○○号保有個人情報非開示決定通知書には、「○○」という文言を使用しているが、これは東京都文書事務の手引、東京都公文規程、東京都公文規程施行細目に基づく適切な対応であり、審査請求人のいう「人権侵害の対応を行った」という事実はない。 また、審査請求人は、審査請求書内で、平成○年○月○日の○時○分から審査請求人、○○課長及び○○と行った面談記録資料が存在するはずである旨を主張しているが、当該課長及び○○に確認したところ、面談が行われたのは事実だが、審査請求人への対応に関する記録文書は作成していないとの回答であった。 よって、請求に係る保有個人情報は存在しない。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
8	652	平成○年○月○日の面談時において、都庁第一本庁舎の高層階用エレベータ利用の際の職員のマナーの悪さ（本来利用対象となっていない1階から16階もしくは25階までの移動をする職員の利用が目立つために、本来の利用者である3階等から32階以上の階までの移動をする職員が乗り切れなくなるケースがある件）に関して開示請求者が問題提起したところ、「本来の利用者である3階から36階（32階以上の階）までの移動者よりも、本来利用対象となっていない1階から16階もしくは25階までの移動者の利用を優先すべき」という趣旨の発言を行うことにより、○○課長が開示請求者の極めて真つ当な改善提案を無視したことに関する全ての個人情報	平成30年3月22日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 総務課	平成30年7月9日	開示請求者の改善提案を無視したことに関する全ての個人情報	平成○年○月○日付開示請求についてであるが、審査請求人がいう高層階用エレベータを利用する職員のマナーの悪さについて、そもそも会計管理局では、その苦情がどれくらいあるのかなど、承知していない。 ○○課長の発言の趣旨は、高層階用エレベータにおいて、3階など途中階でエレベータが満員のため新たに乗れない職員がいた場合、当該エレベータの中に1階から16階等の低中層階を利用する職員がいたとしても、既に乗車している職員が優先になってしまい、止むを得ないのではないかと、言ったにすぎないものである。 会計管理局は、職員のエレベータ利用に関する問題提起の内容を判断する立場にはなく、また、○年○月○日の面談記録等は、作成していない。 よって、本件に関する個人情報は何ら存在しない。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
9	653	平成○年度の人事考課に係る苦情申し立てを開示請求者が行った件について、○○の苦情相談員である○○課長らが（開示請求者に）説明済みであると主張している「評定結果の理由」を、開示請求者が確認できる全ての個人情報（文書を含む）なお、付記すると、開示請求者は、○○課長らから評価結果に係る「合理的な」（ここが非常に重要である）理由を説明されたという認識は全くない。	平成30年3月22日	一部開示  会計管理局 管理部 総務課	平成30年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評定結果に係る苦情相談調査票</li> <li>・ 苦情検討結果通知面談メモ（○.○.○）</li> </ul>	<p>（1）「評定結果に係る苦情相談調査票」について 「事実確認内容」欄の1行目から3行目までを除く部分は、調整者が第一次評定者から事情聴取を行った結果を記載するものである。開示することにより、第一次評定者が被評定者の誤解や摩擦が生じることを懸念して、今後率直かつ詳細な意見の表明を躊躇し、結果として調整者による正確な事情聴取が実施できなくなるなど、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。 「苦情相談員の意見」欄は、苦情相談員が局人事主管部長へ報告する意見を記載するものである。開示することにより、苦情相談員が被評定者の誤解や摩擦が生じることを懸念して、今後当たり障りのない意見を記載し、結果として記載内容が形骸化するなど、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。 「検討内容」欄、「評定者への指導・注意等の内容」欄及び「備考」欄は、局人事主管部長が意見を記載し、当該意見は苦情相談検討委員会にて検討されるものである。開示することにより、局人事主管部長が被評定者の誤解や摩擦が生じることを懸念して、今後当たり障りのない意見を記載し、結果として苦情相談検討委員会における検討が形骸化するなど、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。</p> <p>（2）「苦情相談検討結果通知面談メモ（○.○.○）」について 「苦情相談検討結果通知面談メモ（○.○.○）」の7行目及び8行目は、評定結果に係る苦情相談の事務手続に関する事項が記載されており、開示することで、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。</p>

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
10	654	「平成○年度評定結果に係る苦情検討結果通知書に係る面談メモ」（全て記載されたもの）	平成30年5月24日	一部開示  会計管理局 管理部 総務課	平成30年7月9日	平成○年度評定結果に係る苦情相談検討結果通知書に係る面談メモ	<p>(1) 1枚目7行目及び8行目について 当該非開示部分は、評定結果に係る苦情相談の事務手続に関する事項が記載されており、開示することで、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。</p> <p>(2) 2枚目24行目から32行目までについて 当該非開示部分は、苦情相談員が被開示者とのやり取りを受けて自身の考えを記載したものであるが、開示した場合、被開示者の誤解や被開示者との摩擦が生じることを懸念して、今後、率直かつ詳細な記載を躊躇し、結果として苦情相談制度に係る記録を適正に残すことができなくなるなど、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。</p>
11	657	開示請求者の昼休憩が大幅に制約されたというやりとりに端を発した平成○年○月○日のトラブルに関する全ての個人情報	平成30年5月24日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年7月18日	平成○年○月○日のトラブルに関する全ての個人情報	<p>開示請求書において、審査請求人が「会議室から追い出した」と主張する件については、○○担当の職員が、当日○時から来庁者への業務対応を行うこととなっており、局内ルールに従って期限までに予定表へ入力し使用予約していたため、会議室からの退出を促したまでのことである。 また、審査請求人が別の場所で昼休憩をとることを、なんら制約したものではない。 これらのことから、本件におけるやり取りは特段記録しておくような性質のものではなく、本件審査請求にある個人情報は存在しない。</p>
12	667	東京都○○において、○○所属の職員でもある開示請求者が不公正な人事（平成○年○月○日の勤務評定本人開示の苦情申し立てに係る結果説明で、「良好な勤務」と説明された開示請求者の昇任が、○○な管理職等により不当に抑制されているパワハラ違法人事）が長年実施・継続されている事案に係る全ての個人情報	平成30年5月31日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 総務課	平成30年10月11日	不公正な人事が長年実施・継続されている事案に係る全ての個人情報	<p>審査請求人は、自身の昇任が不当に抑制されるという「違法な人事」が存在する前提に立って、保有個人情報の開示請求を行っている。 しかし、実施機関において、違法な人事が行われているという事実はない。 よって、請求に係る保有個人情報は存在しない。</p>

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
13	668	保有個人情報開示請求の手続きに関して、開示請求者が平成〇年〇月〇日に個人情報の取扱いに係る苦情申立てを行った件（開示請求者が開示請求書に「平成〇年〇月〇日の事件」としか記載しなかったにもかかわらず、職員が平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇号の保有個人情報非開示決定通知書に開示請求者の信用・名誉を著しく傷つける文言を新たに追加したという人権侵害の対応を行った事案に対する苦情）で、東京個人情報の保護に関する条例23条に規定する「適切な対応」を都側（〇〇の管理職等）がどのように行ったのかを検証できる全ての情報	平成30年5月31日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 総務課	平成30年10月11日	東京都個人情報の保護に関する条例23条に規定する「適切な対応」を都側がどのように行ったのかを検証できる全ての情報	平成〇年〇月〇日付〇〇〇第〇〇号保有個人情報非開示決定通知書には、「〇〇」という文言を使用しているが、これは東京都文書事務の手引、東京都公文規程、東京都公文規程施行細目に基づく適切な対応であり、審査請求人のいう「人権侵害の対応を行った」という事実はない。 審査請求人のいう「平成〇年〇月〇日に個人情報の取扱いに係る苦情申立てを行った件」について、実施機関の当時の〇〇課長及び〇〇に確認したところ、面談が行われたのは事実だが、審査請求人への対応に関する記録文書は作成していないとの回答であった。 よって、審査請求人への対応に関する文書は存在しない。
14	669	「〇〇対応（メモ）」（平成〇年〇月〇日に面談）における、「〇〇には部下や他局等とのコミュニケーションや信頼関係の構築、調整力が求められる」と説明した件について、当該面談で説明を受ける立場であった本件開示請求者に上記調整力等がないと都の管理職が判断した事案の具体的な内容・経緯等を検証できる全ての個人情報（文書を含む）	平成30年6月6日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 総務課	平成30年10月11日	開示請求者に調整力等がないと都の管理職が判断した事案の具体的な内容・経緯等を検証できる全ての個人情報	審査請求人のいう「『〇〇には部下や他局等とのコミュニケーションや信頼関係の構築、調整力が求められる』と説明した件について、当該面談で説明を受ける立場であった審査請求人に上記調整力等がないと都の管理職が判断した事案」に係る保有個人情報は、作成・取得しておらず、存在しない。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
15	670	平成○年度の定期評定本人開示面接結果報告書に記載されている「1・2度、部下や他局に対して大きな声で叱責することが見られた」という事案について、その叱責した事案の具体的な内容・経緯等を確認できる全ての個人情報（文書を含む）	平成30年6月6日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 総務課	平成30年10月11日	開示請求者が叱責した事案の具体的な内容・経緯等を確認できる全ての個人情報	審査請求人のいう「『1・2度、部下や他局に対して大きな声で叱責することが見られた』という事案」に係る保有個人情報は、作成・取得しておらず、存在しない。
16	671	「平成○年度評定結果に係る苦情検討結果通知書についての面談メモ」	平成30年6月14日	一部開示  会計管理局 管理部 総務課	平成30年10月17日	苦情相談に係る検討結果通知時の状況（要旨）	<p>(1) 1枚目 ・ 6行目 ・ 10行目から12行目まで ・ 14行目26字目から行末まで及び15行目 ・ 20行目4字目から行末まで ・ 23行目から26行目まで 被開示者の意見・反応・状況等を、苦情相談員としてどう捉えたかを記載したものであるが、開示した場合、被開示者の誤解や被開示者との摩擦が生じることを懸念して、今後、率直かつ詳細な記載を躊躇し、結果として苦情相談制度に係る記録を適正に残すことができなくなるなど、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。</p> <p>(2) 2枚目 ・ 3行目 ・ 5行目から10行目まで 苦情相談員が被開示者とのやり取りを受けて自身の所感を記載したものであるが、開示した場合、被開示者の誤解や被開示者との摩擦が生じることを懸念して、今後、率直かつ詳細な記載を躊躇し、結果として苦情相談制度に係る記録を適正に残すことができなくなるなど、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。</p>



項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
17	672	<p>「平成〇年度評定結果に係る苦情検討結果通知書についての面談メモ」にある「開示請求者の〇〇休暇については適正に対応し、規定等も交付した」という記載について、開示請求者に交付したとされる（適正に対応したことが説明できる）規定等に関する全ての情報・資料</p> <p>なお、本件開示請求について補足すると、開示請求者は人事担当から〇〇休暇の一般的規定に関する書類の交付は受けたが、自身への〇〇休暇の取り扱いが適正であることが説明できる個別具体的な規定についての資料を交付された記憶はないので、事実関係を確認・検証するために再度開示請求を行うものである</p>	平成30年6月14日	開示  会計管理局 管理部 総務課	平成30年10月17日	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則	<p>本件審査請求の事実上の争点は、開示文書の特定の適否であるが、次の理由によって本件決定は、正当であると考えられる。</p> <p>本件開示請求の趣旨は、開示請求書に引用されている、本件面談メモにおける「開示請求者の〇〇休暇については適正に対応し、規定等も交付した」との記述のとおり、過去に請求人に対して交付した規定等の写しであると理解し、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」を特定し、全部開示決定を行ったものである。</p> <p>また、開示請求書における「飛び石連休の谷間の日を強制的に休暇開始日とさせられるという自身への〇〇休暇の取り扱いが適正であることが説明できる個別具体的な規定についての資料」との記述についても併せて検討したが、当該対象保有個人情報以外には存在しない。</p>
18	673	<p>「平成〇年度評定結果に係る苦情検討結果通知書についての面談メモ」に記載されている開示請求者と〇〇との勤務時間外の口論・トラブルについて、（開示請求者の〇〇である）〇〇がどのようにして当該勤務時間外の口論・トラブル発生を入手したのかが確認できる全ての情報・資料</p>	平成30年6月14日	非開示  会計管理局 管理部 総務課	平成30年10月17日	開示請求者と〇〇との勤務時間外の口論・トラブルについて、〇〇がどのようにして情報を入手したのかが確認できる全ての情報・資料	<p>非開示とした部分は、開示しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。</p>

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
19	674	平成○年○月○日付け○○○第○○号の保有個人情報非開示決定通知書に記載されている「請求された保有個人情報は作成・取得していない」という非開示理由について、このように結論付けることとなった調査方法に関する全ての個人情報。	平成30年6月14日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 総務課	平成30年10月17日	非開示理由を結論付けることとなった調査方法に関する全ての個人情報	審査請求人のいう「平成○年○月○日付け○○○第○○号の保有個人情報非開示決定通知書に記載されている『請求された保有個人情報は作成・取得していない』という非開示理由について、このように結論付けることとなった調査方法に関する全ての個人情報」に係る保有個人情報は、作成・取得しておらず、存在しない。
20	676	平成○年○月○日実施の聞き取り調査における○○課長の発言（「あなた（開示請求者）はよく怒って、上司からいろいろ注意を受けていただろう」という趣旨の発言）に関して、開示請求者が怒って注意を受けたとされる基のトラブルについての全ての個人情報・資料	平成30年6月19日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年10月24日	開示請求者が怒って注意を受けたとされる基のトラブルについての全ての個人情報・資料	審査請求人のいう「開示請求者が怒って注意を受けたとされる基のトラブル」に関する保有個人情報は、当課において作成・取得しておらず、現に存在しない。
21	677	平成○年度の会議室○の昼休憩時の利用に係るトラブルについて、当時の○○及び○○課職員らが合理性・公平性のある解決策を打ち出さなかったために、その後も開示請求者の平穏な昼休憩取得が阻害される事案が発生していることに関する全ての個人情報・資料	平成30年6月19日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 総務課	平成30年10月24日	開示請求者の平穏な昼休憩取得が阻害される事案が発生していることに関する全ての個人情報・資料	審査請求人のいう「平穏な昼休憩取得が阻害される事案」とは請求人の主張であり、本件に係る保有個人情報は、作成・取得しておらず、存在しない。
22	678	平成○年度の○○業務において、○○課長及び○○が適切な対応を行わなかったために、開示請求者の迅速かつ円滑な業務遂行が阻害され続けたことに関する全ての個人情報・資料	平成30年6月19日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年10月24日	開示請求者の迅速かつ円滑な業務遂行が阻害され続けたことに関する全ての個人情報・資料	審査請求人のいう「迅速かつ円滑な業務遂行が阻害され続けたことに関する保有個人情報は、当課において作成・取得しておらず、現に存在しない。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
23	679	平成○年○月○日付○○○第○ ○号で都が非開示対応した保有 個人情報開示請求について、そ の開示対象情報（「○○対応 （メモ）」（平成○年○月○日 に面談）における、「○○には 部下や他局等とのコミュニケー ションや信頼関係の構築、調整 力が求められる」と説明した件 について、当該面談で説明を受 ける立場であった本件開示請求 者に上記調整力等がないと都の 管理職が判断した事案の具体的 な内容・経緯等を検証できる全 ての個人情報）を「作成・取得 していない」と結論付けるに 至った調査方法に関する情報・ 資料	平成 30年 6月 26日	非開示 （不存在）  会計管理局 管理部 総務課	平成 30年 10月 30日	都が非開示対応した保有個 人情開示請求について、 「作成・取得していない」 と結論付けるに至った調査 方法に関する情報・資料	審査請求人のいう「『○○には部下や他局等とのコミュニケーションや信頼関係の構築、調整力が求められる』と説明した件について、当該面談で説明を受ける立場であって本件開示請求者に上記調整力等がないと都の管理職が判断した事案の具体的な内容・経緯等を検証できる全ての個人情報」を「作成・取得していない」と結論付けるに至った調査方法に関する情報・資料」に係る保有個人情報は、作成・取得しておらず、存在しない。
24	680	平成○年○月○日付○○○第○ ○号で都が非開示対応した保有 個人情報開示請求について、そ の開示対象情報（平成○年度の 定期評定本人開示面接結果報告 書に記載されている「1・2 度、部下や他局に対して大きな 声で叱責することが見られた」 という事案について、その叱責 した事案の具体的な内容・経緯 等を確認できる全ての個人情 報）を「作成・取得していな い」と結論付けるに至った調査 方法に関する情報・資料	平成 30年 6月 26日	非開示 （不存在）  会計管理局 管理部 総務課	平成 30年 10月 30日	都が非開示対応した保有個 人情開示請求について、 「作成・取得していない」 と結論付けるに至った調査 方法に関する情報・資料	審査請求人のいう「平成○年度の定期評定本人開示面接結果報告書に記載されている『1・2度、部下や他局に対して大きな声で叱責することが見られた』という事案について、その叱責した事案の具体的な内容・経緯等を確認できる全ての個人情報を『作成・取得していない』と結論付けるに至った調査方法に関する情報・資料」に係る保有個人情報は、作成・取得しておらず、存在しない。
25	682	平成○年○月○日送信のメール 等で指摘した「○○の問題点」 について、開示請求者からその 問題点の指摘を受けた○○課長 らが、本件の解決に当たりどう 対応したのかが確認できる全 ての個人情報・資料	平成 30年 7月 12日	非開示 （不存在）  会計管理局 管理部 公金管理課	平成 30年 11月 13日	開示請求者の問題点の指摘 を受け、その解決に当たり どう対応したのかが確認で きる全ての個人情報・資料	開示請求書において、審査請求人が「メール送信等で」「職務分担の見直し」を主張した件については、○○課長が、口頭で審査請求人に対し、「仕事は繁忙があり、時間のある時は、業務に関連する知識の習得をしてください。見直しは行いません。」と一般的なことを伝えたものであった。 このことから、本件におけるやり取りは特段記録しておくような性質のものではなく、本件審査請求にある個人情報は存在しない。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
26	683	平成○年○月○日実施の聞き取り調査において、証拠・記録が何もないのに、「あなた（開示請求者）はよく怒って、上司からいろいろ注意を受けていただろう」という趣旨の発言をして、あたかも開示請求者が問題児であるかのような（架空の）既成事実を作り上げてくる、○課長のパワハラ隠蔽目的の偽装工作行為に関する全ての個人情報・資料	平成30年7月12日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年11月13日	パワハラ隠蔽目的の偽装工作行為に関する全ての個人情報・資料	審査請求人のいう「偽装工作行為」に関する保有個人情報は、当課において作成・取得しておらず、現に存在しない。
27	685	平成○年○月○日に発生した「食堂でのトラブル」について、同日開示請求者から報告を受けた○○課長が本件トラブルの調査・解決に当たり、どう対応したのかが確認できる全ての個人情報・資料	平成30年7月12日	非開示  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年11月21日	○.○.○の2庁4階食堂トラブルに関するヒアリング	当該非開示情報は、開示しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難になるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。
28	687	○○課長らの立会いの下で平成○年○月○日の○時○分から実施された遅延理由の説明面談において、○○課長から突然追及された「高層階用エレベータにおいて○○に端を発したトラブル」の事案についての全ての個人情報・資料	平成30年8月9日	非開示  会計管理局 管理部 総務課	平成30年12月7日	当局が提供を受けた請求者に関する情報・資料のうち、開示請求者以外から取得したもの	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、個人情報保護条例16条2号に該当する。 開示しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
29	688	〇〇が、「〇〇」という発言により開示請求者に因縁をつけてきたことに端を発した平成〇年〇月〇日夕方の口論に関する全ての個人情報・資料	平成30年8月14日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年12月7日	平成〇年〇月〇日夕方の口論に関する全ての個人情報・資料	審査請求人のいう「口論」に関する保有個人情報は、当課において作成・取得しておらず、現に存在しない。
30	689	平成〇年〇月〇日の〇時〇分から実施された、開示請求者と〇〇との間で生じたトラブルに係る調査結果報告に係る全ての個人情報・資料（開示請求者を含めた出席者の発言のやりとりを記録した報告メモや本件に関する他の職員の証言の収集に関連する資料等）	平成30年8月14日	一部開示  会計管理局 管理部 総務課	平成30年12月7日	・〇/〇(〇)のトラブルについて<周囲に聞き取り> ・〇/〇(〇)の会議室利用を巡るトラブルについて<周囲に聞き取り>	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、個人情報保護条例16条2号に該当する。 開示しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。
31	690	平成〇年〇月〇日の〇時〇分から実施された、開示請求者と〇〇との間で生じたトラブルに係る調査結果報告に係る全ての個人情報・資料（開示請求者を含めた出席者の発言のやりとりを記録した報告メモや本件に関する他の職員の証言の収集に関連する資料等）	平成30年8月14日	非開示  会計管理局 管理部 総務課	平成30年12月7日	当局が提供を受けた請求者に関する情報・資料のうち、開示請求者以外から取得したもの	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、個人情報保護条例16条2号に該当する。 開示しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護に関する条例16条6号に該当する。
32	691	平成〇年〇月〇日の〇時〇分頃に都庁第二本庁舎4階の職員食堂で発生したトラブルにおいて、被害者である開示請求者を加害者として扱うという腐りきった都庁を象徴する〇〇なトラブル対応を行った総務局警備担当のスタッフの怠慢偏向業務対応に関する全ての個人情報	平成30年8月24日	非開示  総務局 総務部 総務課	平成30年12月7日	平成〇年〇月〇日付報告書	当該個人情報に含まれる食堂利用者の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。以上のことから、非開示情報として個人情報保護条例16条2号を追加する。 当該個人情報を開示することにより、庁内における警備の手法や体制が明らかになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、個人情報保護条例16条4号に該当する。 庁内における警備の手法や体制が明らかになると、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされることにより、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、個人情報保護条例16条6号に該当する。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
33	692	<p>平成○年○月○日の○時○分頃に都庁第二本庁舎4階の食堂を警備していた総務局職員の○○らに「なぜ警備員はマナーの悪い食堂利用者を注意すらしないのか」と開示請求者が問題提起したところ、「我々警備は関係ない」と言って何の対応もしなかったという○○らの職務怠慢事案に関して、同日開示請求者が都庁第一本庁舎3階の総合受付で苦情を申し立てた件について、総務局警備担当部署がどう対応したかが分かる全ての個人情報・資料</p> <p>平成○年○月○日の○時○分頃に都庁第二本庁舎4階の食堂を警備していた総務局職員の○○らに「いつも食べ終わっているのにスマホばかりいじって窓際の座席をずっと占拠しているというマナーが極めて悪い食堂利用者がいるから、この迷惑者を注意すべき」と開示請求者が問題提起したところ、「我々警備は関係ない。食堂は○○が管轄しているから、○○に言ってくれ」と言って何の対応もしなかったという○○らの職務怠慢事案に関して、同日開示請求者が都庁第一本庁舎3階の総合受付で苦情を申し立てた件について、総務局警備担当部署がどう対応したかが分かる全ての個人情報・資料</p>	平成30年8月24日	<p>非開示 (不存在)</p> <p>総務局 総務部 総務課</p>	平成30年12月7日	平成○年○月○日及び同年同月○日に開示請求者が都民の声課に申し立てた案件に対する警備担当の対応記録	<p>本件開示請求において指定された日時及び場所について、開示請求者のものと特定できる相談記録は存在しないため、それに伴う対応記録も存在しない。 以上により、「平成○年○月○日及び同年同月○日に開示請求者が都民の声課に申し立てた案件に対する警備担当の対応記録」は存在しない。</p>

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
34	693	<p>都庁第二本庁舎4階の職員食堂の利用者のマナーが非常に悪い件について、平成○年○月○日の○時○分頃に食堂を警備していた総務局職員の○○らに「なぜ警備員はマナーの悪い利用者を注意しないのか」と開示請求者が問題提起したところ、「我々警備は関係ない」と言って何の措置も取らない職務怠慢対応に関する全ての個人情報（警備担当者が作成した日報等の報告資料など）</p> <p>都庁第二本庁舎4階の職員食堂の利用者である○○のマナーが非常に悪い件について、平成○年○月○日の○時○分頃に食堂を警備していた総務局職員の○○らに「この社員は食べ終わっているのにスマホをずっといじって座席を占拠している迷惑者なのに、なぜ警備員は注意しないのか」と開示請求者が問題提起したところ、「我々警備は関係ない。食堂は○○が管轄しているから、○○に言ってくれ」と言って何の措置も取らなかった職務怠慢対応に関する全ての個人情報（警備担当者が作成した日報等の報告資料など）</p>	平成30年8月24日	<p>非開示</p> <p>総務局 総務部 総務課</p>	平成30年12月7日	<p>(1) 平成○年○月○日付報告書 (2) 平成○年○月○日付報告書</p>	<p>当該個人情報に含まれる委託先業者の従業員名は、開示請求者以外の個人に関する情報で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。以上のことから、非開示情報として条例16条2号を追加する。</p> <p>当該個人情報を開示することにより、庁内における警備の手法や体制が明らかになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、条例16条4号に該当する。</p> <p>庁内における警備の手法や体制が明らかになると、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされることにより、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。</p>

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
35	694	平成○年○月○日に発生した「食堂でのトラブル」について、○○課長が（職員食堂の管理を担当する）○○から本件トラブルに係る情報提供を受けたことに関する全ての個人情報・資料（個人情報のやりとりを記載した資料や提供された個人情報の管理に関する資料など）	平成30年8月14日	非開示  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・○○.○○の2庁4階食堂トラブルに関するヒアリング</li> <li>・○○打ち合わせメモ</li> <li>・○○打ち合わせメモ</li> </ul>	非開示情報は、開示しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難になるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。
36	695	平成○年○月○日に発生した「食堂でのトラブル」について、開示請求者の被害回復行動に圧力をかけた○○課長の平成○年○月○日の面談時の言動を記録した全ての個人情報・資料（面談メモのような資料）	平成30年8月14日	一部開示  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年12月12日	平成○年○月○日○○面談メモ	本文21行目以降の情報に関する部分については、サービス指導に係る管理職の所見が記載されており、開示することにより、今後適正なサービス指導が困難になるなど、人事管理等に係る事務に関し適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。
37	696	平成○年○月○日に発生した「食堂でのトラブル」について、開示請求者の被害回復行動に圧力をかけるという○○課長の問題対応に関する全ての個人情報・資料（開示請求者や○○とのやりとりを記録した資料など）	平成30年8月14日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年12月12日	開示請求者の被害回復行動に圧力をかけるという○○課長の問題対応に関する全ての個人情報・資料	審査請求人のいう「開示請求者の被害回復行動に圧力をかけるという○○課長の問題対応に関する個人情報・資料（開示請求者や○○課長とのやり取りを記録した資料など）」であるが、○○課長が被害回復行動に圧力をかけるという問題対応自体が行われておらず、これに関する保有個人情報は、作成・取得しておらず存在しない。



項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
38	699	開示請求者が平成〇年〇月〇日の朝に〇〇の業務上の問題対応に苦言を呈したところ、〇〇が開示請求者を逆切れ罵倒したことにより開示請求者とのトラブルに発展した事案について、〇〇課長が〇〇の問題対応・逆切れ発言を全く注意せず、被害者である開示請求者の反論発言のみを注意するというパワー・ハラスメント行為を行ったことに関する全ての個人情報・資料。	平成30年8月29日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年12月27日	〇〇課長がパワー・ハラスメント行為を行ったことに関する全ての個人情報・資料	審査請求人のいう「課長の〇〇が〇〇の問題対応・逆切れ発言を全く注意せず、被害者である開示請求者の反論発言のみを注意するという、パワー・ハラスメント行為を行ったことに関する全ての個人情報・資料」であるが、これに関する保有個人情報は作成・取得しておらず存在しない。
39	700	開示請求者が平成〇年〇月〇日の昼に、業務における〇〇からの嫌がらせの指示に苦言を呈したところ、〇〇が開示請求者に対して「仕事をしないのか」と論点すり替えの因縁をつけてきたことにより開示請求者との口論に発展した事案について、〇〇課長が〇〇の嫌がらせ指示・因縁行為を全く注意せず、被害者である開示請求者の抗議発言のみを注意するというパワー・ハラスメント行為を行ったことに関する全ての個人情報・資料。	平成30年8月29日	非開示 (不存在)  会計管理局 管理部 公金管理課	平成30年12月27日	〇〇課長がパワー・ハラスメント行為を行ったことに関する全ての個人情報・資料	審査請求人のいう「課長の〇〇が〇〇の嫌がらせ指示・因縁行為を全く注意せず、被害者である開示請求者の抗議発言のみを注意するというパワー・ハラスメント行為を行ったことに関する全ての個人情報・資料」であるが、これに関する保有個人情報は、作成・取得しておらず存在しない。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
40	701	平成○年○月○日に発生した「食堂でのトラブル」について、同日開示請求者から報告を受けた○○課長が本件トラブルの調査・解決に当たり、どう対応したのかが確認できる全ての個人情報・資料	平成30年7月12日	開示  会計管理局 管理部 公金管理課	平成31年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二本庁舎4階「食堂トラブル」に関する開示請求者との面談記録（平成○年○月○日実施）</li> <li>・第二本庁舎4階「食堂トラブル」に関する開示請求者との面談記録（平成○年○月○日午前実施）</li> <li>・第二本庁舎4階「食堂トラブル」に関する開示請求者との面談記録（平成○年○月○日午後実施）</li> </ul>	当該開示請求に係る保有個人情報として、第二本庁舎4階「食堂トラブルに関する開示請求者との面談記録（平成○年○月○日実施）、第二本庁舎4階「食堂トラブルに関する開示請求者との面談記録（平成○年○月○日午前実施）、第二本庁舎4階「食堂トラブルに関する開示請求者との面談記録（平成○年○月○日午後実施）」の4件が存在したため、このうち前記の3件を開示決定し、それ以外の1件を非開示決定したところである。 本件に係る、保有個人情報は上記の4件以外は作成・取得しておらず存在しない。
41	703	開示請求者が、他の職員の高層階用エレベータの利用に係るルール違反行為によって被害を受けているという問題事案について、平成○年○月○日に開示請求者が財務局の○○課長と面談をした際に、低中層階同士の移動者の自分勝手な都合による高層階エレベータ利用を優先し、開示請求者を含めた本来の利用者である高層階への移動者の（乗れなくなる）被害を切り捨てた○○の非常識かつ厚顔無恥な職務怠慢対応に関する全ての情報・資料（面談メモなど）	平成30年10月15日	非開示 (不存在)  財務局 建築保全部 庁舎整備課	平成31年2月20日	○○課長の職務怠慢対応に関する全ての情報・資料	当課には、日々職員から都庁舎設備に関する要望等が多く寄せられており、対応可能な案件については対応し、対応が困難な案件についてはその旨説明を行っている。そのため対応の都度応接録等の作成を行っておらず請求のあった文書は存在しない。 また、平成○年○月○日○時○分から○時○分頃にかけて、審査請求人、○○課長及び○○課長が面接を行った件については、勤務時間中に行われた職員同士の打ち合わせであるため、応接録等は作成及び取得しておらず存在しない。 以上のことから請求のあった個人情報は作成及び取得していないため存在しない。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
42	710	平成○年○月○日の○時○分頃に都庁本庁舎3階の渡り廊下を通行中の開示請求者に対して、総務局警備員の○○が無礼かつ傲慢極まりない態度をとったことに端を発したトラブル(○○が「○○」と極めて偉そうな態度で開示請求者に命令し、この傲慢な物言いに対して開示請求者が激怒し口論になり、この口論の中で○○が「○○」などと逆切れし、加担した別の警備員が「○○」と開示請求者をど突いてきたという警備員の対応が問題となったトラブル)に関する全ての個人情報・資料(対応記録、日報など)	平成30年11月16日	非開示  総務局 総務部 総務課	平成31年3月20日	(1) 平成○年○月○日付報告書 (2) 平成○年○月○日付トラブル事案に関する資料 (3) 平成○年○月○日付トラブル事案に関する参考資料	当該個人情報を開示することにより、庁内における警備の手法や体制が明らかになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、個人情報保護条例16条4号に該当する。 庁内における警備の手法や体制が明らかになると、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされることにより、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、個人情報保護条例16条6号に該当する。